

大船渡支部だより

令和5年4月1日

(公財)岩手労働基準協会大船渡支部

～ご挨拶～

陽春の候、益々ご清栄のことと、お喜び申し上げます。

桜の季節になりました。春と言えば明るく華やかなイメージで、全てのものが生き生きしているように見える時です。今年は久々に楽しめるかな？いいえ、ぜひ楽しんでくださいね！

4月と言えばフレッシュな新入従業員が入った事業所も多いと思いますが、統計上では配置換えを含む新入従業員・新規入場者等の災害の発生割合は桁違いに多いそうなので、事業主さんは安全衛生教育の実施はもちろん、更に親父のような配慮もお願いします。



「各種講習会・受講希望者受付中」

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 4月11日(火) | フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 |
| 4月14日(金) | 振動工具取扱い作業従事者教育 |
| 4月21日(金) | 足場の組立て等の業務特別教育 |
| 4月25日(火)～27日(木) | 玉掛け技能講習 |
| 5月9日(火)～11日(木) | 小型移動式クレーン技能講習 |
| 5月16日(火)～19日(金) | フォークリフト技能講習 |
| 5月23日(火)～24日(水) | 小型車両系建設機械運転業務特別教育 |
| 6月13日(火)～14日(水) | 職長・安全衛生責任者教育 |
| 6月21日(水) | 自由研削と石取替え業務特別教育 |
| 6月22日(木)～23日(金) | アーク溶接業務特別教育 |
| 6月27日(火)～29日(木) | 玉掛け技能講習 |
| 7月6日(木) | 粉じん作業特別教育 |
| 7月13日(木) | 低圧電気取扱作業従事者特別教育 |
| 7月19日(水)～20日(木) | 高所作業車技能講習 |
| 7月19日(水)・21日(金) | 高所作業車技能講習 |
| 7月24日(月)～27日(木) | フォークリフト技能講習 |



※受講者数が決まりましたら予約も受け付けておりますので、連絡をお願いいたします。

※各種講習会の予定等は当協会のホームページで閲覧でき、申込書のダウンロードもできます。

※当面の間、講習会と健康診断時の受入れ体制としては 不特定多数の方を受入れることから、今まで通り「三密の回避」と、マスクの着用での受講等をお願いします。

岩手労働基準協会ホームページ

[http : //honbu.iwateroukikyo.com/](http://honbu.iwateroukikyo.com/)

一 法令改正 一

4月1日以降施行の主な法律改正(一部経過期間を含む)

- ① 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業
1年以内ごとに1回、呼吸用保護具のフィットテストの実施
- ② 職長等の安全衛生教育対象業種の拡大
新たに職務につくことになった職長その他の作業中労働者に直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を実施しなければならない事とされており、この教育が必要となる業種に「食料品製造業」と「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わりました。
- ③ 危険有害な作業を行う事業者は 作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業する労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護措置を図るよう義務付けられます。
- ④ 新たな化学物質管理規制について
リスクアセスメント実施義務の対象となる2900物質を取り扱う事業者について、新たに設けられた化学物質管理者の選任が義務付けられる等、業種を問わず措置義務の対象となる事業所が増加することとなります。
有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質等を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合には、事業者は当該健康診断の実施頻度(通常は6月以内毎に1回)を1年以内毎に1回に緩和できます。
- ⑤ 割増賃金率の引き上げ
中小企業についても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

※詳しくは 大船渡労働基準監督署に お問い合わせ願います。



早いもので、私三浦が協会に来て7年目になります。6年間の成長は？と言われても自分では良く分からないですね。この間、おかげさまで技能講習及び特別教育はほぼ予定通りに実施できて、微力ながら地域に貢献できているのかなと思っておりましたが、復興工事の終焉、新型コロナウイルス感染化で、寂しい講習が続いている、ここ2・3年であります。その中で、安全衛生教育の講師も行っていますが、とにかく「朝元気に家を出たならば、夕方元気に家に帰る」と言う当たり前のことを伝えております。令和5年も事業所の発展には災害ゼロと職場の明るい雰囲気作りが欠かせないという、基本のスタンスは変えずに更なるサービス向上を目指していきますので、よろしく願います。

それから、今年度は新たな特別教育も計画しております。

事務所への階段の勾配が、ちょっときついです。近くまで来た際には、ご遠慮なくお寄りください。

公益財団法人 岩手労働基準協会 大船渡支部

〒 022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所別棟2階

☎ : 0192-47-3882 📠 : 0192-47-3887

H.P. [http : //honbu.iwateroukikyo.com/](http://honbu.iwateroukikyo.com/)

e-mail : ofunato@iwateroukikyo.com